

令和4年度環境対応車導入促進助成金交付要綱

(ポストポスト新長期規制適合車)

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、環境対応車の普及・促進事業を推進するため、環境対応車導入促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 車両総重量2.5トン超の事業用ディーゼルトラックのポストポスト新長期規制適合車とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象車両を新車新規登録により導入した会員事業者とする。
2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者で、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納が有る場合は、その限りではない。

(環境対応車導入に対する助成)

第4条 栃ト協は、会員事業者から申請があった場合、予算の範囲内において、環境対応車の導入に要する費用の一部を本要綱第6条の規定に基づく区分により助成することが出来る。但し、使用の本拠の位置を年度内に県外に転出した車両は対象外とする。

(助成金の交付)

第5条 栃ト協は、会員事業者の申請に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することができる。
2 助成金は環境対応車導入に要する費用の一部とする。

(助成交付額)

第6条 会員事業者が新たに新車登録した県内営業車両に対して、1台につき次に定めた額を交付する。但し、1事業者あたり40万円を上限とする。

(1) 大型車	100,000円
(2) 中型車	50,000円
(3) 小型車	30,000円

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は令和4年3月1日(火)から令和5年2月28日(火)迄に登録を完了し、支払が終了したものを対象とする。
2 リース・割賦契約の場合は、上記期間に導入が完了したものに限り。
3 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金交付請求)

第8条 助成金の交付を申請する会員事業者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙様式1(環)「令和4年度環境対応車導入促進助成金交付請求書」により次の書類を添付し助成金の請求をするものとする。

ア 自動車検査証の写し等

イ 請求書の写し

ウ 領収証の写し

(リース・割賦の場合は、イ・ウに換えてリース・割賦契約書の写し及び借受証等の写し)

(助成金の交付)

第9条 栃ト協は、前条の「令和4年度環境対応車導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認められた場合には、申請事業者に対して令和5年3月末日までに助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第12条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

1. 本要綱は、令和4年4月1日より施行する。